



市 章

大津市公報

令 和 8 年 3 月 31 日
号 外 (第 21 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 告

- 62 大津市手数料条例に基づく固定資産に該当する資産がない旨等について行う証明に関し徴収する手数料に係る指定納付受託者の指定について…………… 1
- 63 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について…………… 1

告 示

大津市告示第62号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和7年12月26日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和8年1月1日から同年3月31日まで
- 4 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表第8項に規定するその他の事項に関する証明のうち、固定資産に該当する資産がない旨又は当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者に該当する旨について行うものに関し徴収する手数料

大津市告示第63号

大津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年条例第36号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせる手続等を定めたので、大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成22年規則第77号）第3条の規定により告示する。

令和8年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

手続等の名称	根拠となる条例等の名称	条項	適用期日
火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等（大津市火災予防条例（昭和37年条例第17号）第46条第1号から第5号までに掲げるものに限る。）の届出	大津市火災予防規則（昭和59年規則第43号）	第23条（第1号から第5号までに係る部分に限る。）	令和8年3月31日
指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出		第24条第1項	
指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの変更の届出		第24条第2項において準用する同条第1項	
指定数量未満の危険物等の		第24条第3項	

貯蔵及び取扱いの廃止の届出			
軽自動車税の減免の申請	大津市市税条例（昭和34年条例第1号）	第94条の2第2項	令和8年4月1日